

保護者の皆さまへ

重要につき、必ずご覧ください。

このパンフレットには2016年度明治学院高等学校生徒総合補償制度別冊がついています。あわせてお読みください。

明治学院高等学校（2016年度）

生徒総合補償制度 （学生・こども総合保険）のご案内

明治学院高等学校にご入学された方の制度です。

（この保険は、学校法人明治学院が保険契約者となる団体契約です。）

団体割引

20%適用

ご入学

おめでとうございます

賠償事故を補償

学生生活で起こりやすい下記のような第三者に対する賠償事故を補償します。

- ・自転車通学中に他人に衝突、接触してケガを負わせてしまった…
- ・クラブの合宿先の旅館の設備を壊してしまった…

充実した補償!!

すべてのプランに0-157などの特定感染症、細菌性・ウイルス性食中毒、熱中症による身体障害を補償する特約をセットしております。さらに、扶養者に万一の場合の学資費用補償、生徒本人の疾病補償をセットしたプランをご用意しております。また、学校生活など日常生活でのケガから、旅行・スポーツなどのレジャー中のケガまで、さまざまな補償をご提供します（国内および海外で適用）。

手続きが簡単!!

医師の診査は不要。
入学時のお手続きのみで保険期間の3年間補償されますので安心です。

保険期間

平成28年4月1日午前0時*から平成31年4月1日午後4時まで 3年間

* 3月中に払込みが確認できなかった場合は、確認できた翌日からの補償開始となります。

募集締切日

平成28年3月25日(金)まで(お早めにお手続きください。)

(第2締切日は4月8日(金)までとなっておりますが、なるべく入学手続きと同時にお願いします。)

お申込方法

同封の払込取扱票(学生総合補償制度申込書(加入申込票))に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

ご加入者 (申込人)

明治学院高等学校に在籍する生徒の保護者の方

被保険者 (補償の対象者)

明治学院高等学校に在籍する生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)

*賠償責任保険金のご家族も対象となります。

◎学業費用補償・育英費用補償の場合は、被保険者の「扶養者」が補償の対象者となります。また扶養者になれる方の詳細は、契約概要のご説明(別冊P6)をお読みください。

明治学院高等学校生徒総合補償制度は

学生生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

I. 学資費用補償・育英費用補償

<学資費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害に
なられた場合に、授業料などの学費を下記の事
例のようにお支払いします。

(例)入学後、ある日突然、学費を負担していた
父親が交通事故で亡くなってしまった。
疾病学資費用補償(S3セット)にご加入の場合は、
扶養者が病気により死亡された場合にも下記の
事例のようにお支払いします。



<育英費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害に
なられた場合に、育英費用保険金額の全額を一
時金としてお支払いします。

II. 生徒本人のケガの補償(傷害補償)

お子さまが国内・外を問わずケガにより死亡・後遺障害、
入院、手術、通院した場合にお支払いします。
特定感染症の発病はケガとみなし、後遺障害・入院・通
院を補償します。(死亡・手術は補償対象外)



III. 生徒本人の病気の補償(疾病補償)

お子さまが国内・外を問わず病気により入院、手
術、放射線治療を受けた場合にお支払いします。



IV. 天災危険補償

天災危険補償特約がセットされていますので、地震もし
しくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの
場合も傷害保険金、育英費用保険金、学資費用保険金
をお支払いします。(特定感染症の発病は補償対象外。)
(例)地震によってビルの割れた窓ガラスにあたり、
ケガを負ってしまった。



V. 賠償責任補償(受託物の破損等の事故も補償)

他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした場合の補償です。ご家族も補償※されます。

(例)過って他人にぶつかり、大ケガを負わせ損害賠償を請求されることになってしまった。

※賠償責任保険金の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定の監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・
配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配
偶者の未婚の子

・「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人(お子さまご本人)をいいます。

・なお、①および③から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法廷監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責
任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。



扶養者の方がケガや病気で「死亡」された場合

高校生のお子さまが卒業するまでに必要な費用をご存知ですか?



入学後の**3**年間で、約**290**万円必要です。

(入学金、入学諸費用を除いた教育費)

(私立高等学校(全日制)の場合 文部科学省「平成24年度子ども学習費調査」より)

扶養者が保険期間中に発病した疾病により死亡された場合や国内外を問わずケガにより亡くなられたり、
重度後遺障害の状態になられた場合に、育英費用や学資費用(授業料など)を補償します。
ご加入の皆さまの高校生活に合わせて、プランをお選びください。

【契約条件】S3セットにご加入の場合

- ・保険期間：3年間(高等学校入学時に契約)
- ・学業費用支払対象期間：平成31年4月1日まで
- ・育英費用保険金額：300万円
- ・学資費用保険金額：70万円

(実際にかかった費用)

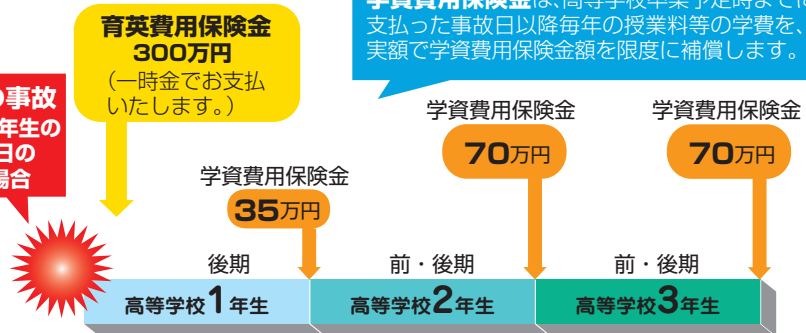
- ・高1後期授業料：35万円
- ・高2・高3授業料：70万円/年

扶養者の事故
高等学校1年生の
4月30日の
事故の場合

学資費用保険金・育英費用保険金お支払例

学資費用保険金は、高等学校卒業予定時までに
支払った事故日以降毎年の授業料等の学費を、
実額で学資費用保険金額を限度に補償します。

お支払例は、傷害事故の場合です。
※育英費用は傷害事故のみ対象です。
※疾病学資費用保険金は補償開始
日より前に発病していた疾病に
よる死亡は補償の対象となりま
せん。



※事故日より前に支払った学費は補償されません。

- 扶養者の方の「疾病」による死亡の場合も学資費用を補償するS3セットへのご加入をおすすめします。
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故も補償します。

加入セットは皆さまのニーズに合わせてお選びください。

■すべてのご加入セットで、次の場合を補償します。

- 扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合の学資費用・育英費用 ○お子さまのケガ(地震もしくは噴火、またはこれらを原因とする津波によるケガを含みます。)
- 細菌性およびウイルス性食中毒や、熱中症(熱射病、日射病)による身体障害
- 特定感染症による後遺障害・入院・通院 ○お子さまの病気の補償 ○賠償責任

■次の場合の補償が必要かどうか検討いただき、ご加入セットをお選びください。

- 扶養者が病気により死亡された場合の学資費用



扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか？

必要あり

S3セット

必要なし

A3・B3・C3セット

保険金額・保険料

セット名と保険料 (3年間一時払)		学資費用 ケガ+病気補償		学資費用 ケガのみ補償	
		S3	A3	B3	C3
		52,000円	50,000円	40,000円	35,000円
I 育英費用	学資費用保険 金額(ケガ) (注1)(注2)	(1年につき)70万円			
	疾病学資費用保険 金額(病気) (注1)(注2)	(1年につき)50万円	—		
	育英費用 保険金額(ケガ)	(一時金)300万円			
II ケガの補償 学生本人の 保険金額	死亡・後遺障害 保険金額	145.0万円	92.0万円	93.0万円	76.2万円
	入院保険金日額	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 3,500円	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 3,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 3,500円	(1日につき) 2,500円	(1日につき) 2,000円
III 病気の補償 学生本人の	疾病入院 保険金日額	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 3,500円	(1日につき) 2,500円	(1日につき) 2,000円
	疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 疾病入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 疾病入院保険金日額の5倍			
	放射線治療 保険金	1回の放射線治療について疾病入院保険金日額の10倍			
IV 天災危険補償		I・IIのケガの補償が対象となります。(Iの疾病学資費用、特定感染症は対象外です。)			
V 賠償責任補償		1億円 (記録情報限度額500万円)			

学生本人のケガの補償には「特定感染症」の発病による後遺障害・入院・通院の補償がセットされています。保険金額は本人のケガの補償に同じ。ただし、死亡保険金及び手術保険金の補償はありません。

(注1) <育英費用> 扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。

<学資費用> 扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、授業料などの学費をお支払いします。

<疾病学資費用> S3セットにご加入の場合は、扶養者が病気により死亡された場合に、授業料などの学費をお支払いします。

(注2) 学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間は平成31年4月1日までです。

※上記は職種別A(学生、事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※上記は被保険者1,000名以上の場合の保険金額と保険料を表記してあります。保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

保険金のお支払事例 ～たとえばこんなことが起こったら～

< 例1 >

お子さまが部活動中に熱中症にかかり、5日間入院、退院後3日間通院した。



< 例2 >

お子さまがスポーツで腕を複雑骨折し、10日間入院。手術を受けて退院後20日間通院した。



< 例3 >

お子さまが自転車に乗っていて過って通行人に衝突し、ケガをさせ損害賠償責任を負った。



< 例4 >

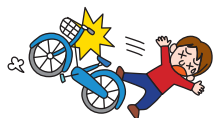
お子さまが盲腸で5日間入院、手術を受けた。



事故が起こったら

事故が起こったら

早急に
(30日以内)にご連絡を



電話連絡をしてください

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日
事故受付サービス
三井住友海上
事故受付センター
0120-258-189
(無料)



請求書を提出

必要な書類が送付されますので、できるだけ早く書類を提出ください。



保険金が支払われます

ご指定の金融機関にお支払いします。



お申込方法・ご加入方法

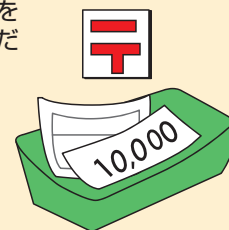
ご加入セットをご選択ください。次に、ご加入セットの保険料をご確認ください(保険料はすべて一時払です)。



同封しております払込取扱票の記入例を参考にして必要事項をご記入ください。



最寄りのゆうちょ銀行または郵便局で保険料をお振込みください。



加入者証

この制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、郵送いたします。加入者証到着までは振替払込請求書兼受領証が、この制度の加入の証となりますので、大切に保管ください。ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

◎ 加入者証郵送時期：5月中旬～6月初旬頃

お問い合わせ先

●取扱代理店

株式会社明治学院サービス

TEL 03-5421-1555

〒108-0071 東京都港区白金台1-2-37

●引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

広域法人部営業第三課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

AIU損害保険株式会社

A15-000000 使用期限:2019年4月1日